

【リンクはご自由にお貼りください】

【有償配布 及び Web（ホームページ、ブログ、facebook等）へのアップロードや転載はおやめください】

・「結婚の自由をすべての人に」北海道訴訟（札幌地裁）・第7回期日（20201028）に提出された書面です。

平成31年（ワ）第267号 損害賠償請求事件

原告 原告番号1ないし6

被告 国

## 証拠説明書（甲A号証）

－第11準備書面に対応する証拠について－

2020年10月14日

札幌地方裁判所民事第2部合議係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 加 藤 丈 晴

同 弁護士 綱 森 史 泰

同 弁護士 須 田 布 美 子

同 弁護士 皆 川 洋 美

同 弁護士 上 田 文 雄

同 弁護士 林 拓 哉

同 弁護士 高 橋 友 佑

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 341	「各国の親子法制（養子・嫡出推定）に関する調査研究業務報告書」（抜粋）	写し	2018年 12月	公益社団法人 商事法務 研究会	1990年代以降、諸外国（報告書中で言及がなされている国としては、ドイツ、オーストリア、フランス、アメリカ）では、法律上の父子関係の成立を婚姻と分離して、子にとっての父子関係の必要性という視点から婚内子及び婚外子について統一的な規定を設ける方向性で法改正が進んでいること（二宮周平教授意見書〔甲A308〕16頁参照）。
甲A 342 の1	法務省のウェブサイト「法制審議会民法（親子法制）部会第1回会議（令和元年7月29日開催）」と題するページを印刷した文書	写し	2020年 9月30 日（閲 覧・印 刷日）	法務省	法制審議会民法（親子法制）部会において行われている嫡出推定規定に関する規定の見直しの内容等。 同見直しは、いわゆる無戸籍児問題を契機として合理的な法律上の父子関係の成立方法とその安定化を志向するものであり、婚姻制度の目的という視点からのものではないこと（二宮周平教授意見書〔甲A308〕17頁参照）。
甲A 342 の2	法務省のウェブサイト「法制審議会民法（親子法制）部会第1回会議（令和元年7月29日開催）」と題するページ掲載の部会資料1「民法（親子法制）の見直しにおける主な検討事項」を印刷した文書	写し	2020年 9月30 日（閲 覧・印 刷日）	法制審議会 民法（親子 法制）部会	同上
甲A 343	NHK NEWS WEBのウェブサイト「『必ずしも結婚する必要はない』7割近くに」と題するページを印刷した文書	写し	2020年 6月10 日（閲 覧・印 刷日）	NHK	意識調査において、「結婚したら、子どもをもつのが当たり前だ」との回答は54%（1993年）から33%（2018年）に減少し、「結婚しても、必ずしも子どもをもたなくてよい」との回答は40%（1993年）から60%（2018年）に増加していることなど（二宮周平教授意見書〔甲A308〕23頁引用①）。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 344	「2018年社会保障・人口問題基本調査第6回全国家庭動向調査結果の概要」(抜粋)	写し	2019年 9月13 日	国立社会保 障・人口問題 研究所	2018年の調査において、「夫婦は子どもを持ってはじめて社会的に認められる」との回答は、35.8% (2008年) から24.7% (2018年) に減少しており、妻の年齢別に見ると若い世代ほど賛成の者が著しく少なくなっていることなど (二宮周平教授意見書[甲A308] 23頁引用②)。
甲A 345	「2015年社会保障・人口問題基本調査(結婚と出産に関する全国調査)現代日本の結婚と出産」(抜粋)	写し	2017年 3月31 日	国立社会保 障・人口問題 研究所	2015年の調査において、女性の未婚者及び既婚者の子どもを持つ理由として「子どもがいると生活が楽しく豊になるから」(未婚者73.3%, 既婚者78.4%) との回答率が「結婚して子どもを持つことは自然なことだから」(未婚者39.0%, 既婚者48.7%) との回答率よりも大きくなっていること。 「結婚したら、子どもは持つべきだ」という意識(未婚女性67.4%, 既婚女性66.6%が賛成)は、「結婚しても、人生には結婚相手や家族とは別の自分だけの目標を持つべきである」という意識(未婚女性88.4%, 既婚女性85.0%が賛成)等に比べて、相対的に賛成割合が低くなっていること (二宮周平教授意見書[甲A308] 23~25頁引用③, ④, ⑦)。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 346	「第3回家族についての全国調査第一次報告書」(抜粋)	写し	2010年 4月	日本家族社会学会全国 家族調査委員会	2009年の調査において、「結婚しても必ずしも子どもをもつ必要はない」との家族観について「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」との回答の合計は37.3%であるが、28～32歳女性では55.3%、33～42歳女性では55.3%、43～52歳女性では48.9%であったことなど(二宮周平教授意見書[甲A308]24頁引用⑤)。
甲A 347	「平成17年版国民生活白書『子育て世代の意識と生活』」(抜粋)	写し	2005年 8月	内閣府	2004年の調査において、「結婚の良い点・メリットは何か」との質問に対する回答は、未婚者・既婚者とも「家族や子どもを持てる」(58.2%、63.5%)、「精神的な安定が得られる」(54.3%、61.9%)、「好きな人と一緒にいられる」(58.0%、57.7%)が突出して多くなっていること。 また、「家庭はどのような意味を持つと感じているか」との質問に対する回答は、「家族の団らん」(54.9%、63.8%)、「休息・やすらぎ」(55.4%、57.3%)、「家族の絆を強める場」(37.6%、50.8%)がトップ3であり、「子どもを生み、育てる場」(19.5%、27.0%)は相対的に低い割合であることなど(二宮周平教授意見書[甲A308]24～25頁引用⑥)。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 348	「結婚・家族形成に関する調査報告書（平成23年3月）」（抜粋）	写し	2011年 3月	内閣府政策 統括官	2011年の調査において、既婚者が「結婚した理由」に対する回答は、「好きな人と一緒にいたかった」（61.0%）、「家族を持ちたかった」（44.2%）、「適齢期だと思った」（35.8%）、「子どもが欲しかった」（32.5%）との割合であったことなど（二宮周平教授意見書〔甲A308〕25頁引用⑧）。
甲A 349	「結婚・家族形成に関する調査報告書（平成27年3月）」（抜粋）	写し	2015年 3月	内閣府政策 統括官	意識調査において、未婚で将来結婚したいと回答した人の中では、「好きな人と一緒にいたい」（2011年は61.0%、2014年は68.9%）、「家族を持ちたい」（2011年は59.2%、2014年は70.0%）、「子どもが欲しい」（2011年は57.1%、2014年は70.0%）となっており、将来の結婚願望と「子どもや家族の形成」願望が連動していると考えられることなど（二宮周平教授意見書〔甲A308〕25頁引用⑧）。
甲A 350	論文「LGBTの現状と課題－性的指向又は性自認に関する差別とその解消への動き－」立法と調査394号	写し	2017年 11月	中西絵里	自由民主党の「性的指向・性自認に関する特命委員会」において、2016年5月、LGBTへの国民の理解が深まるよう基本計画策定等を政府に義務付けることなどを内容とする「性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する法律案」が取りまとめられるなどのLGBTへの差別解消に向けた動きがあること。

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 351	「性的指向・性同一性 (性自認)に関するQ& A(令和元年版)」(抜粋)	写し	2019年 6月	自由民主党 政務調査会 性的指向・性 自認に関する 特命委員 会	自由民主党の「性的指向・ 性自認の多様なあり方を受 容する社会を目指すための 政府への要望」を受けた政 府の諸施策への取組状況。 性的指向が本人の意思で 選んだり変えたりすること が困難なものであるとの理 解は国民一般にも広まって いるものと考えられるこ と。
甲A 352	『「人権擁護に関する世 論調査」の概要』(抜粋)	写し	2017年 12月	内閣府政府 広報室	内閣府が実施している 「人権擁護に関する世論調 査」において、2012年8 月と2017年10月の調 査結果を比較すると、性的 指向に関してどのような人 権問題が起きているかとい う質問に対して、「差別的な 言動をされること」、「職 場、学校等で嫌がらせやい じめを受けること」、「じ ろじろ見られたり、避けら れたりすること」、「就職 ・職場で不利な扱いを受け ること」などの回答を選択 する割合が増加する一方、「 わからない」とする回答を 選択する割合は減少してい ること。
甲A 353	法務省ウェブサイト「多 様な性について考えよう ～性的指向と性自認～」 と題するページを印刷 した文書(抜粋)	写し	2020年 9月30 日(閲 覧・印 刷日)	法務省	法務省のウェブサイトの 人権擁護に関するページ において、性的指向につ いて、「自分の意志で選 び取るというより、多 くの場合思春期の頃に 『気づく』ものです」と の説明がなされているこ と。
甲A 354	論文「性の在り方の多 様性と法制度－同性婚、 性別変更、第三の性」レ ファレンス819号	写し	2019年 4月20 日	藤戸敬貴	諸外国における同性婚 をめぐる動向、地方公 共団体における「パ ートナーシップ」制 度導入拡大の状況等。
甲A 355	論文「諸外国の同性 パートナーシップ制 度」レファレンス平 成22年4月号	写し	2010年 4月	鳥澤孝之	諸外国における同性 婚及び同性パート ナーシップ制度の 導入状況等。
甲A 356	論文「諸外国の同性 婚制度等の動向」調 査と情報798号	写し	2013年 8月2日	鳥澤孝之	同上

号証	標目	原本 写し の別	作成 年月日	作成者	立証趣旨
甲A 357	論文「同性カップルによる婚姻から家族形成へ」 法律時報88巻5号	写し	2016年 5月	渡邊泰彦	同上
甲A 358	Resolution adopted by the Human Rights Council 27/32 Human rights, sexual orientation and gender identity (A/HRC/RES/27/32) (国連人権理事会決議 「性的指向・性自認と 人権に関する決議」〔決 議27/32〕)	写し	2014年 10月2 日	国連人権理 事会	2014年に国連人権理 事会において性的指向や性 同一性を理由とする暴力や 差別という課題への取組の 継続を表明する「性的指向・ 性自認と人権に関する決 議」(決議27/32)が採 択され、日本も同決議に賛 成票を投じたこと。
甲A 359	論文「国籍法判決の思考 様式」『憲法の境界』所収	写し	2009年 7月17 日	長谷部恭男	国籍法違憲判決が、日本 国籍が「重要な法的地位」 である一方、婚外子である ことは「子にとっては自らの 意思や努力によっては変え ることのできない父母の身 分行為に係る事柄」である から、そのような事柄によ り国籍取得要件を区別する 合理的理由の有無は「慎重 に検討することが必要であ る」と判示したことの意義 等。
甲A 360	論文「同性愛者に対する 公共施設宿泊拒否」別冊 ジュリスト245号『憲 法判例百選I〔第7版〕』	写し	2019年 11月30 日	白水隆	「行政当局としては、そ の職務を行うについて、少 数者である同性愛者をも視 野に入れた、肌理の細かな 配慮が必要であり、同性愛 者の権利、利益を十分に擁 護することが要請されている 」とする府中青年の家事 件高裁判決(東京高裁平成 9年9月16日判例タイム ズ986号206頁〔甲A 230〕)の判示が、公権力 の行使にあたる者の同性愛 者への配慮が未だに十分と はいえない現在において大 きな意義を有するものであ ることなど。